

小規模介護老人保健施設 かーさ・あもーれ 施設入所療養介護 運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 公益財団法人浅香山病院が設置する小規模介護老人保健施設 かーさ・あもーれ (以下「当施設」という。)において実施する施設入所療養介護事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、当施設の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、支援相談員、管理栄養士又は栄養士、薬剤師、介護支援専門員、看護職員及び介護職員 (以下「施設入所療養介護従事者」という。)が要介護状態の利用者に対し、きめ細かな施設入所療養介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当施設が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合において、心身の状況、病歴を踏まえて看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことを支援するとともに在宅復帰を目指すものとする。

また、利用者の意思及び人格を尊重しながら、常に利用者のニーズに対応できるサービスの提供に努めるものとする。

2 当施設は「暮らしの継続の中で、尊厳を護り、一人ひとりの人生を支えます。」という理念の元、全室個室ユニットケアという住み慣れた暮らしの場に近い環境で、自分らしく生きるためのサービス提供に努めるものとする。

3 事業に当たっては利用者個々の人生の場面に応じ、保健、医療、福祉サービスを提供する者及び他の関係機関や家庭と連携し、毎日の暮らしを主体的に生きることを一緒に考え自己決定を支えると共に、医療機関併設型の強みを活かし、安心安全な療養環境を提供するものとする。

4 前3項のほか、関係法令の定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 小規模介護老人保健施設 かーさ・あもーれ

所在地 大阪府堺市堺区今池町三丁3番16号

第2章 職員及び職務

(職員職種、員数及び職務の内容)

第4条 当施設における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

①医 師 1名以上 利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。

②理学療法士又は作業療法士・言語聴覚士 浅香山病院職員が兼務

心身の機能回復訓練、訓練記録の整備充実に従事する。

③看護職員 3名以上 利用者の看護管理、医療補助及び日常生活の援助に従事する。

④介護職員 7名以上 利用者の介護管理及び日常生活の援助に従事する。

⑤介護支援専門員 実情に応じた適当数

利用者に対する介護計画の作成及び処遇の企画、調整を行う。

⑥管理栄養士 浅香山病院職員が兼務

献立の作成、栄養計算及び給食記録を行い、食事栄養の管理相談指導に従事する。

⑦薬剤師 浅香山病院職員が兼務

薬の管理及び投薬指導等の業務に従事する。

⑧支援相談員 実情に応じた適当数

利用者又は家族の生活相談、指導等の業務に従事する。

⑨事務員 浅香山病院職員が兼務 事務業務全般に従事する。

施設入所療養介護従事者は、施設入所療養介護の提供に当たる。

第3章 入所及び退所

(施設入所療養介護の入所定員)

第5条 当施設の入所定員は29名とする。(短期入所療養介護を含む)

(ユニットの数及びユニットごとの入所定員)

第6条 ユニットの数は、3ユニットとし、ユニットごとの定員は次のとおりとする。

- 1) せせらぎユニット 9名
- 2) なぎさ ユニット 10名
- 3) ひだまりユニット 10名

(入退所)

第7条 施設を利用できるものは、介護保険法による要介護認定の要介護度1から5に認定された65才以上の者又は、特定疾病に起因して要介護状態と認定された40才から64才の者で、以下の要件を満たす者。

- ①病状が安定し、入院治療を必要としない者。
- ②リハビリテーション、看護、介護等の施設サービスが必要な者。
- ③自宅に近い環境の中での看取りを望む者

- 2 退所の際は、利用者又はその家族に対し、退所後の生活について適切な指導を行い、また、退所後、主治医や居宅支援事業者に情報を提供し、引き続き医療、福祉サービスが適切に受けられることができるよう連携に努める。

(受給資格等の確認)

第8条 当施設は入所希望者から施設入所療養介護サービスの提供を求められた場合、利用者の被保険者資格の有無、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を必ず確認し、入所希望者が要介護認定の申請を受けていない場合は、市町村への申請が行われるよう援助を行う。また、入所者については遅くとも要介護認定の有効期間の満了日の30日前に市町村への要介護認定の更新の申請がなされるよう、必要な援助を行う。

(入所の際の同意)

第9条 当施設は施設入所療養介護サービスの開始に際し、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、同意を得る。

第4章 利用者に対するサービス

(基本的サービス)

第10条 施設療養は、利用者が在宅での生活を継続できるよう、心身の健康の維持と家族への支援を大切にし、利用者が自分の意思で人生のあり方を決定し、自ら生き甲斐を見いだせるようなサービスを提供することを基本とする。

- 2 利用者の処遇に当たっては、利用者の年齢、性格、生活歴及び心身の健康状態を考慮して、施設

サービス計画を設定し、個々の利用者に適した処遇を行うように努める。

(介護計画の作成)

- 第11条 利用者の介護計画の目標をたてる際、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士又は栄養士等で構成する会議を開催する。
- 2 介護計画の作成は、利用者の心身の状態、適正、能力等を検討し、その自立目標と実施方法等を総合的に判定する。
 - 3 介護計画は施設利用の際は必ず行うものとし、介護状況及び身体の状態を3ヶ月毎に判定会議を開き、療養の継続について判断する。

(施設内での診療行為)

- 第12条 施設内で行う医師の診療行為は次のとおりとする。
- ①利用者の健康状態を把握して適切な診療を行う。
 - ②常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
 - ③施設の医師は利用者の状況からみて、病状急変等により、当施設においての診療行為を提供することが困難と認めた時は、浅香山病院その他医療機関への入院等の措置を講ずる。なお、その際診療状況に関する情報を提供し、責任をもって医療機関に引き継ぐものとする。

(機能訓練)

- 第13条 身体機能の維持と回復を図るため、日常生活動作訓練やレクリエーション等のグループ活動を通じ、在宅復帰と社会参加を目指す。
- 2 機能訓練は週に2回以上理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が計画的かつ効果的に行う。

(看護及び介護)

- 第14条 看護及び介護は医学的管理の下に、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、施設ケアプランに基づいて行う。
- 2 利用者の清潔を保つため1週間に3回以上、一般浴あるいは特殊機械浴による入浴を行う。また、心身の状態から入浴が困難である場合は清拭を行う。
 - 3 利用者の心身の状況や排泄状況などをもとに、トイレ誘導や利用者の自立支援に配慮した排泄介助など適切に行う。

(レクリエーション)

- 第15条 利用者がレクリエーション、趣味活動等に積極的に参加できるよう工夫し、生き甲斐のある生活を送ることができるよう下記の行事を行い、環境の改善、生活の向上に努める。
- ①年間行事 : お花見、夏祭り、敬老会、お正月行事等
 - ②週間行事 : お茶会、ユニットレクリエーション等

(食事の提供)

- 第16条 利用者には1日3回の食事とおやつを原則次の時間に提供するものとする。
- 朝食: 08時00分 昼食: 12時00分 夕食: 18時00分
おやつ: 15時00分
- 2 食事の提供は管理栄養士によって管理され、十分なカロリーと成分を含み、選択メニューや季節に応じた献立を取り入れるなど、できるだけ変化に富み、利用者の嗜好を考慮することに努める。
 - 3 予め作成された献立に従って利用者に適した食生活が営まれるよう、適時適温給食を実施する。また、利用者の身体状況並びに病状により治療食を提供する。
 - 4 管理栄養士又は栄養士は、前項の趣旨に基づいて献立表を作成し、給食の品名及び数量を記録整備しておくこととする。

(その他の生活サービス)

第17条 その他のサービスとして、下記のサービスを実施している。

- ①療養室は全室個室。
- ②理容は、専門の理容師が月1回出張する。
- ③洗濯は、やむをえず家族がお世話できない場合、施設職員が実施する。
- ④介護の必要な老人を扶養されている家族に対して適切な相談、援助を行う。

第5章 利用料

(利用料等)

第18条 施設入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該施設入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割もしくは3割の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

一 食事の提供に要する費用 1日1,710円（朝食390円・昼食690円（おやつ含む）・夕食630円）。ただし、入退所日については、それぞれの区分に応じて徴収する。

二 居住に要する費用 一日3,000円

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

特別室 1日5,500円（税込）

四 理美容代に要する費用（税込）

男性 調髪2,700円、丸刈2,000円、顔剃1,400円、二枚刈2,200円

女性 カット顔剃 2,700円、カット 2,400円、顔剃 1,500円

五 洗濯を施設職員が行った場合に要する費用

小ネット 330円（税込）・大ネット 550円（税込）

六 その他、施設入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用とその内訳

①日用品・ユニット費 1日 500円

（日用品：タオル・シャンプー・リンス・石鹸・歯ブラシ・おしぼり・給茶・喫茶・新聞・雑誌等）

（ユニット費：レクリエーションに係る諸費用・誕生会・書籍・生花・お茶会等）

七 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

八 第2号について、外泊中は居住費を徴収することができるものとする。但し、外泊中のベッドを短期入所療養介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所療養介護利用者より短期入所の居住費を徴収する。

4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5 サービス提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

6 第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

7 法定代理受領サービスに該当しない施設入所療養介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提

供した施設入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第6章 利用料の減額免除

(利用料の減額免除)

第19条 当施設は生活困難者への利用料の減額、免除を行う「第2種社会福祉事業」の認可を受けており、利用者及びその家族の経済的状況によって利用料の減額、免除を行う。

第7章 衛生管理

(衛生保持)

第20条 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持に努めなければならないものとする。

(衛生管理等)

第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 当施設において食中毒及び感染症が発生しないように、衛生上必要な措置を講ずる。特に、保健所の指導、助言を求め、連携を保つようにする。

第8章 利用者の守るべき規律

(施設利用に当たっての留意事項)

第22条 利用者はこの規定に定めるところにより、規律ある生活を行うとともに、共同生活の秩序維持に努め、次の事項を守らなければならない。

- ①施設内の秩序を守り、相互の親愛につとめること。
- ②貸与品、備品等は大切に使用し、安全かつ衛生的な環境の維持に努めること。
- ③飲酒したり、許可なく飲食物を持ち込んで서는ならない。
- ④所持品は利用者の自己責任の基に原則管理するとともに、不要な現金、貴重品は持ち込まないこと。
- ⑤施設内での宗教、政治活動等への勧誘、営利活動は行わないこと。
- ⑥外出、外泊は必ず管理者に届け出ること。
- ⑦かかりつけの医院や病院にかかられるときは、管理者に申し出ること。
- ⑧その他管理者の指示に従うこと。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第23条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的（うち1回は夜間想定）に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第10章 苦情処理

(苦情処理)

第24条 施設入所療養介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は提供した施設入所療養介護の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、又、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当施設は提供した施設入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第11章 虐待防止に関する事項

(虐待の防止)

第25条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために、次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第12章 その他施設の運営に関する重要事項

(職員研修)

第26条 当施設は職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設ける。

- ①採用時研修 採用後直ちに実施する。
- ②内部研修 ケアプラン、事例研究等計画的に実施する。
- ③外部研修 全国老人保健施設協会、大阪府老人保健施設連絡協議会で実施されている研修会、他分野の研究会、講習会等、積極的に参加する。

(緊急時における対応方法)

第27条 施設入所療養介護を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに家族等に連絡する。

- 2 利用者に対する施設入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する施設入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(行動の制限)

第28条 当施設は利用者に対し、身体拘束は行わない。但し、緊急やむを得ない場合に、以下の『例外3原則』

- ①切迫性：利用者本人または、他の利用者の生命や身体が危険にさらされている可能性が著しく高い
 - ② 非代替性：身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 - ③ 一時性：身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること
- の3つの要件を全て満たす場合は、施設長が判断し、利用者及び扶養者に説明し、同意を得たうえ

で利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(秘密の保持)

第29条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従事者との雇用契約の内容とする。

(記録)

第30条 当施設は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備する。そのうち、利用者に対するサービスの提供に関する記録は、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(その他の留意事項)

第31条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は公益財団法人浅香山病院と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は 平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は 令和 1年10月 1日から施行する。

この規程は 令和 1年12月 1日から施行する。

この規程は 令和 3年 8月 1日から施行する。

この規程は 令和 8年 9月 1日から施行する。